



「第2期島根県公共施設等総合管理基本方針」(素案)に対する

パブリックコメントの実施について

1. 趣旨

県では、公共施設等の全体の状況を把握し、予防的対策を講じつつ公共施設等に要する維持管理費の負担を軽減することにより、県民に必要なサービスを将来にわたって適切かつ効果的に提供することを目的とした「第2期島根県公共施設等総合管理基本方針」の策定を進めています。

このたび、基本方針の素案を取りまとめましたので、皆様からご意見を募集します。

2. 意見募集の期間

令和6年12月19日(木)から令和7年1月20日(月)まで

3. 資料の閲覧

基本方針の素案は、県政策企画局政策企画監室、県政情報センター、各県政情報コーナーでご覧いただけます。

また、下記のホームページからダウンロードすることもできます。

4. 提出方法

- ・ 郵 送 〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県政策企画局政策企画監室あて
- ・ F A X 0852-22-6034
- ・ メール seisaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp
- ・ ホームページの入力フォーム

「第2期島根県公共施設等総合管理基本方針」で検索

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shisetsu/public.html>



5. 留意事項

- ・ いただいたご意見について、県議会に報告するとともに、十分に検討・考慮して基本方針を策定します。
- ・ ご意見に対する個別の回答はいたしかねますが、後日、いただいたご意見の主旨とこれに対する県の方針を公表します。
- ・ 電話によるご意見の受付はいたしませんので、ご了承ください。

あなたのご意見をお聞かせください

第2期島根県公共施設等総合管理基本方針 (素案)へのご意見を募集します。

募集期間：令和6年12月19日（木）から
令和7年1月20日（月）まで

島根県では、公共施設等の全体の状況を把握し、予防的対策を講じつつ公共施設等に要する維持管理費の負担を軽減することにより、県民に必要なサービスを将来にわたって適切かつ効果的に提供することを目的とした「第2期島根県公共施設等総合管理基本方針」の策定を進めています。

このたび、基本方針の素案を取りまとめましたので、皆様からご意見を募集します。
いただいたご意見について、十分に検討・考慮して基本方針の策定を進めます。

○基本方針の素案は、県政策企画監室、県政情報センター、各県政情報コーナー、県ホームページでご覧いただけます。

○ご意見は、郵送、ファックス、電子メール、県ホームページの入力フォームのいずれかの方法でお送りください。

※郵送・ファックスの場合は、裏面の記入用紙をご利用ください。

※電話によるご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。

○送付先

郵 送

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県 政策企画監室

ファックス

0852-22-6034

電子メール

seisaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp

県ホームページの入力フォーム



第2期島根県公共施設等総合管理基本方針 (素案) へのご意見 記入用紙

都道府県名	
市区町村名	
ご意見	

募集期間：令和7年1月20日（月）まで

ご協力ありがとうございました。

○送付先

- 郵送 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県 政策企画監室
- ファックス 0852-22-6034
- 電子メール seisaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp
- 県ホームページの入力フォームから提出できます。

(「第2期島根県公共施設等総合管理基本方針」で検索)

○ご意見の反映・個人情報の取扱い

- いただいたご意見について、県議会へ報告するとともに、十分に検討・考慮して基本方針の策定を進めます。
- 公表することにより、個人又は団体の権利その他正当な利益を害するおそれがある意見は、公表しません。
- ご意見に対する個別の回答はいたしかねますが、後日、個人が認識される情報を除いた上で、ご意見の主旨とこれに対する県の方針を県のホームページで公表しますので、ご了承ください。
- ご意見の募集は、具体的な意見を頂くことを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものや主旨が不明瞭なものなどについては、県の方針をお示しできない場合があります。